

液化石油ガス販売事業者の認定基準の概要

(1) 保安確保機器の種類 (規則第 45 条)

異常流量、上流監視機能付きの遮断弁内蔵の S 型マイコンメーター (SB 型) 等のガスメーター

の機器のよりガス供給を停止したこととその他の一般消費者等の保安に係る情報 (特定保安情報) を自動的に伝達する機器 (通信機器等)

の機器から伝達された特定保安情報を直ちに示し、 の機器によりガスの供給を停止させることができる機器 (集中監視センターに設置されるコンピュータ等)

液化石油ガス用ガス漏れ警報器 (設置義務施設に限る) ・ 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース (調整器とガスメーターの間に設置されるものに限る) ・ 調整器 ・ 液化石油ガス用継手金具付高圧ホース

(2) 保安確保機器の設置及び管理の方法 (規則第 46 条)

機器の設置

- 1) (1) のガスメーターはそれぞれ当該一般消費者等の供給設備に設置すること。
- 2) 流量検知式切換型漏えい検知装置等を設置する場合は、貯蔵設備に近接して設置すること。
- 3) (1) 、 、 の機器は、特定保安情報を電話回線等を用いて相互に伝達することができるよう設置すること。
- 4) 集中監視センターからマイコンメーターの遮断弁を閉止することができること。

認定対象消費者の割合

- 1) 【第 1 号認定】 70 % 以上
- 2) 【第 2 号認定】 50 % 以上

(1) の機器を設置している場合、常時当該機器を監視する者を配置すること。

保安確保機器の期限管理等

保安確保機器を技術上の基準に適合させ、製造年月から次の表の期間を経過していないこと。ガスメーターは、検定満了年月を経過していないこと。

保安確保機器	期間
液化石油ガス用ガス漏れ警報器	5 年
液化石油ガス用継手金具付低圧ホース (類)	1 0 年
液化石油ガス用継手金具付低圧ホース (類)	7 年
調整器 (類)	1 0 年
調整器 (類)	7 年
液化石油ガス用継手金具付高圧ホース (類)	1 0 年
液化石油ガス用継手金具付高圧ホース (類)	7 年
(1) のガスメーター	検定満了年月

運営管理規程を作成し、これにより管理を行うこと。